

===== 【 届出日と算定開始月 】 =====

(1) 新たに加算等を算定しようとする場合（単位数が増える変更も含む）

サービスの種類に応じ、届出日（届出が受理された日）により、加算等の算定開始月が異なります。

サービスの種類	届出日と算定開始月
訪問介護	◎ 1日～15日の間に届出が受理された場合 ⇒ 届出受理日の翌月から、加算等算定開始 例) 6月10日届出受理 ⇒ 7月から算定開始 ◎ 16日～月末日の間に届出が受理された場合 ⇒ 届出受理日の翌々月から、加算等算定開始 例) 6月17日届出受理 ⇒ 8月から算定開始
(介護予防) 訪問入浴介護	
(介護予防) 訪問看護	
(介護予防) 訪問リハビリテーション	
(介護予防) 居宅療養管理指導	
通所介護	
(介護予防) 通所リハビリテーション	
(介護予防) 福祉用具貸与	
居宅介護支援・介護予防支援	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
地域密着型通所介護	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
介護予防訪問介護相当サービス	
介護予防通所介護相当サービス	

サービスの種類	届出日と算定開始月
(介護予防) 短期入所生活介護	◎ 届出が受理された場合 ⇒ 届出受理日の翌月から、加算等算定開始 例) 6月20日届出受理 ⇒ 7月から算定開始 ◎ ただし、月の初日に届出が受理された場合のみ ⇒ 届出月から、加算等算定開始 例) 6月1日届出受理 ⇒ 6月から算定開始
(介護予防) 短期入所療養介護	
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護医療院	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

※原則、電子申請・届出システムにて届出してください。また、介護職員等処遇改善加算に係る届出は別途通知した方法にて届出してください。やむを得ず、郵送等で届出した場合、市役所の開庁日に到着した日付が受理日となる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 加算等を算定しないこととなった場合

事業所（施設）の体制について、加算等の算定要件を満たさず、加算等が算定できなくなった場合や加算等が算定されなくなることが明らかになった場合等は、速やかに「体制届」を提出し、その旨を届出てください。

この場合、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から、加算等の算定は行わないこととなります。